

平成19年（2007年）1月18日

建設委員会資料

都市整備部建築担当

中野区非木造共同住宅耐震診断助成（案）について

1 目的

区内非木造共同住宅の耐震診断に要する費用を助成することにより、区民の不安を解消するとともに、地震時における建築物の安全性の向上を図り、もって安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

2 耐震診断

新耐震設計基準と比較して、その建物が必要な耐震性能を保有しているか否かを調査するもので、建物の構造ごとに財団法人日本建築防災協会が作成した次の基準に準じて行うものをいう。

「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」に定める「二次評価」

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」

3 助成対象建築物

助成の対象となる非木造共同住宅は区内に建築されたもので、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。

耐火建築物または準耐火建築物であること

昭和56年5月31日以前に着工したもの

建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していること

耐震診断を行うにあたり、設計図書に不備がないこと

4 助成対象者

耐震診断の助成を受けることのできるものは、分譲マンション管理組合の代表者、賃貸マンションの所有者とする。

5 助成金の額

助成金の額は、耐震診断に要した費用とし、限度額は、次に掲げる額とする。

延べ面積が 800m^2 未満のもの

延べ面積に $2,000\text{円}/\text{m}^2$ を乗じた額

延べ面積が 800m^2 以上で $1,100\text{m}^2$ 未満のもの

160万円

延べ面積が $1,100\text{m}^2$ 以上で $1,600\text{m}^2$ 未満のもの

延べ面積に $1,500\text{円}/\text{m}^2$ を乗じた額

延べ面積が $1,600\text{m}^2$ 以上で $2,400\text{m}^2$ 未満のもの

240万円

延べ面積が $2,400\text{m}^2$ 以上で $5,000\text{m}^2$ 未満のもの

延べ面積に $1,000\text{円}/\text{m}^2$ を乗じた額

延べ面積が $5,000\text{m}^2$ 以上 $10,000\text{m}^2$ 未満のもの

$5,000\text{m}^2$ を超える延べ面積に $500\text{円}/\text{m}^2$ を乗じた額と500万円を合計した額

延べ面積が $10,000\text{m}^2$ 以上のもの

750万円

6 費用負担

耐震診断事業費の助成負担は次による。

事業者の費用負担は、助成限度額以内であれば費用負担はない。

国、東京都、区の負担割合

分譲マンションの場合

ア 延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 未満は、国 $1/3$ 、東京都 0 、区 $2/3$

イ 延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 以上は、国 $1/3$ 、東京都 $1/6$ 、区 $1/2$

賃貸マンションの場合

国 $1/3$ 、東京都 0 、区 $2/3$

7 適用期間

平成19年4月1日(予定)から平成21年3月31日までとする。